

## 若者の消費者トラブル

大学生が悪質な業者によるマルチ商法や訪問販売・通信販売などの消費者トラブルに巻き込まれるケースが多く発生しています。

本学学生の皆さんも疑わしい誘惑やトラブルに巻き込まれないよう気軽な気持ちで応じないように心掛けてください。

### ●不明な人や団体からの郵便、電話、メール、宅配便などは絶対応じない！

#### ・身に覚えのない料金不正請求

手紙、はがき、メール等で、身に覚えのない料金不正請求が送られても絶対に応じないでください。

もっともらしい団体名が特徴です。証拠の手紙やはがきを持って警察署へすぐ届け出てください。



#### ・ワンギリ

携帯電話に見知らぬ番号の着信履歴があり、電話を掛け直すとある案内テープにつながり、後で料金請求をしてきます。心当たりのない電話番号には掛け直さないでください。

#### ・アポイントメント商法

電話、はがきであなたが当選された、あなただけにいい話と言って、ある会場に呼び出し、商品の売りつけ、団体の会員券の契約を勧めたりします。**おいしい話には用心してください。**

#### ・送り付け商法

商品を勝手に送り付け、断らなければ買ったものとみなし、代金を一方的に請求する商法です。

すぐに商品を返送してください。商品を使用し消費した場合は購入を承諾したものとみなされます。

#### ・就職活動につけ込む資格商法

電話で「就職活動に有利だしテキスト代は30万円、受講するだけで国家資格が取れる。振り込み確認後テキストを送る」という内容を言うてくる悪質な資格商法です。信用しないでください。

## ● 知らない時はきっぱりと断る、契約は慎重に！

### ・ クレジット契約

月々の支払いは僅かでも長期に亘り借金することを十分に考え、慎重に契約してください。未成年者の場合は親権者の同意が必要です。

### ・ 悪質な新聞勧誘

他社と契約しているのにしつこく勧誘を迫ってきます。或いは契約しないと断っているにもかかわらず、景品を玄関の外に置いて無断で契約したりします。

**きっぱり断ってください。**

### ・ 悪質訪問販売

自宅に来て商品を売りつけます。悪質でも契約すればその契約は守らなければなりません。本当に必要か何度も考え、必要がなければ勇気をもって断ってください。買うと決める場合でも、よく話を聞き家族や友人に相談してから契約すること。不安がある時は絶対に契約しないでください。すぐ契約を勧める販売員は要注意です。



## ● 街角などで声をかけられても応じない！



### ・ キャッチ商法

街角での内容不明なアンケートを皮切りに高額な化粧品の売りつけやエステティック契約などを迫るものです。気軽に応じないように心掛けてください。

### ・ マルチ（まがい）商法

商品販売しながら会員を勧誘すればリベートで楽に月100万円儲かるなどと言い、消費者を販売員にして会員を増やしながら商品販売する商法です。商品は化粧品、健康食品、器具など。

## ● オンラインショッピングのトラブル

お金を先払いしたにも関わらず商品が届かない。発注した商品と違うものが届いた。サイズは明示してあったが、想像していたサイズとは大きさが違っていた。パソコン上で見た色とどうも違うような気がする。解約方法や返品方法がわからない。身に覚えのない請求書が届いたなどがあります。



トラブルに遭わないためにも、消費者が気を付けるべき点や購入の際の確認

事項など、細心の注意を怠らないという認識を持ってください。

## ●クーリング・オフの権利を行使すること

### クーリング・オフ



「マルチ商法」「送り付け商法」「訪問販売」「電話勧誘販売」などで商品等の購入契約をした後でも、解約することができる制度をクーリング・オフといいます。

クーリング・オフには、期間の制限があり、契約書面を受け取った日から8日以内（マルチ商法は20日以内）であれば、書面によって解約ができます。買ってから失敗したと思ったら、期間内に手続きをしましょう。

詳しい情報を知りたい場合は警視庁総合相談センター  
最寄りの警察署（防犯係）  
市区町村の消費者相談窓口、消費生活センターに相談！  
困ったとき、一人で悩まずご相談！

### キャンパスに近い相談窓口

#### ★文京区消費生活センター

〒112 - 8555 文京区春日1 - 16 - 21  
文京シビックセンター地下2階  
03 - 5803 - 1106  
受付時間 平日9 : 30 ~ 16 : 00

#### ★八王子市消費生活センター

〒192 - 0082 八王子市東町5 - 6  
生涯学習センター(クリエイトホール)  
042 - 631 - 5455  
受付時間 平日9 : 00 ~ 16 : 30



消費生活・消費者問題に関する事例や対処方法

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20061108\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20061108_2.html)

クーリング・オフ

[http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/coolingoff.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html)

インターネットトラブル

<http://www.kokusen.go.jp/topics/internet.html>

タレント・モデル契約のトラブルにご注意！

[http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/tm\\_keiyaku.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/tm_keiyaku.html)



消費生活相談窓口のご案内

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/sodan.html>

ご注意ください（消費者被害情報ほか）

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/>

消費生活を送るうえで陥りやすいトラブルを診断してみましょう。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/taisho/campaign/contents/check/>

※各質問に「YES」か「NO」で答えてください。

たどり着いたところがあなたの消費生活でもっとも注意すべきトラブルです。



<http://manabu-syohisya.com/>